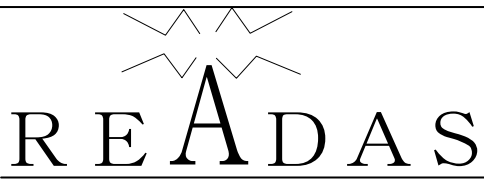


第 5646 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 8日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 調整対象固定資産と消費税

Q：私は、課税事業者を選択した後1年目と3年目に調整対象固定資産を取得しました。この場合、次の年から簡易課税を選択することはできますか？

A：今年に簡易課税選択事業者選択届出書を提出すれば、来年は簡易課税を選択することができます。

【解説】

消費税は、課税事業者を選択した事業者が課税事業者となった後2年の間に調整対象固定資産を取得等（課税仕入れ等）した場合には、その課税仕入れ等を行った課税期間から3年間は免税事業者になれず、また簡易課税制度を選択することもできないこととなっています。

- お尋ねの場合は、次のようになっています。
- H26 免税事業者→課税事業者選択届出書提出
 - H27 課税事業者→調整対象固定資産を取得
 - H28 課税事業者（2年目）
 - H29 課税事業者（3年目）→調整対象固定資産を取得

この規定は、課税事業者となった後2年の間に調整対象固定資産を取得等した場合に、その取得等した年から3年間は免税事業者にもなれず、簡易課税制度を適用することもできないというものですので、平成29年までは、免税事業者にもなれず、簡易課税制度も適用できませんが、平成29年に取得等した調整対象固定資産はこの対象になりませんので、平成29年中に簡易課税選択届出書を提出すればH30年から適用を受けることができます。

